

## ヘーゲルの刑罰論の射程 Tragweite der Straflehre Hegels (Range of Hegelian Penology)

高田 純  
Makoto Takada

### Abriss (abstract)

In diesem Aufsatz thematisiert sich die Stellung der Straflehre Hegels in seiner praktischen Philosophie und fragt sich nach der heutigen Bedeutung dieser Lehre. Erstens erklärt sich der Grundzug der Straflehre in der »Philosophie des Rechts« im Ganzen-- nicht nur in dem abstrakten Recht, sondern auch in der Moralität und in der Sittlichkeit (besonders der bürgerlichen Gesellschaft und dem Staat). Zweitens skizziert sich die Bewertung der Straflehre Hegels in den deutschen Debatten über Strafrecht im zweiten Hälfte des 19 Jahrhunderts und im 20 Jahrhundert. Drittens lenkt sich Aufmerksamkeit auf dem Hinweis Hegels darauf, dass Strafe ihre Grenzen für Auflöschung der sozialen Konflikten hat, dass die Polizei und der Staat diese Grenzen übersteigen können. Schließlich betrachtet sich darüber, dass Hegel die Auslösung der sozialen Konflikten in der sittlichen Versöhnung findet und das Verhältnis der Strafe zu dieser Versöhnung problematisiert.

Keyword: Schuld, liability (責任), Widervergeltung, retribution (応報), Verbrechensprävention, preventon of crime (犯罪予防), Versöhnung, reconciliation (和解)

### 目次

- I ヘーゲル刑罰論の構造
  - 1 はじめに
  - 2 刑罰の本性
  - 3 刑罰の主體的根拠
  - 4 応報としての刑罰
  - 5 行為の責任範囲と刑罰
  - 6 市民社会における刑罰
- II ヘーゲル刑罰論の評価
  - 1 ドイツ刑法論における論争
  - 2 犯罪予防・犯罪者の矯正と刑罰
  - 3 刑罰・責任・自由意志
- III 刑罰と和解
  - 1 法と刑罰の限界
  - 2 犯罪の防止と貧困の除去
  - 3 刑罰における和解
  - 4 司法における和解の可能性
- IV 人倫における和解
  - 1 社会的葛藤と刑罰
  - 2 人倫的和解をめざして
  - 3 社会的葛藤と和解
  - 4 行為の具体的評価——社会的役割と運命

## I ヘーゲル刑罰論の構造

### 1 はじめに

本稿ではヘーゲルの実践哲学全体における刑罰論の位置を考察し、その現代的意味を検討する。後期のヘーゲルの社会論・倫理論の中心をなすのは法哲学<sup>1)</sup>であるが、その最初の「抽象法」の部でまず刑罰の基本的性格について考察される。ヘーゲルの刑罰論のこれまでの研究ではおもにこの部門が対象とされてきた。しかし、彼の刑罰論の全体を理解するためには、「道徳」の部、さらに「人倫」の部（とくに市民社会における司法の段階、および国家の段階）をも考慮する必要がある。法哲学が根本的にめざすのは、自由の社会的実現のため社会生活における葛藤、紛争を解消することである。刑罰はそのために固有の役割を果たすが、この役割は限定されており、さまざま限界をもつことにもヘーゲルは目を向けている。

本稿の第I章では、『法哲学』および全体における刑罰の説明について検討する。第II章では、近代末から現代のはじめにかけてのドイツにおける刑罰をめぐる論争、およびそこでのヘーゲルの刑罰論の評価について考察する。第III章では、ヘーゲルが社会的葛藤の解消のうえでの刑罰の限界を指摘していることを明らかにし、この限界の克服を和解に求める近年の動向を紹介する。第IV章では、ヘーゲルが社会的葛藤の解消を和解に見出し、刑罰と和解との関係問い直していることに注目したい<sup>2)</sup>。

### 2 刑罰の本性

「抽象法」の部では、法を否定する不法行為（犯罪）に対抗して、法を回復する作用（否定の否定）として刑罰が位置づけられる（Rph. § 97, § 99）<sup>3)</sup>。法の効力は最初はまだ潜在的であり、それが顕在化するのには、不法への対抗（否定の否定）をつうじてである（Rph. § 93, § 94）。不法は法にとって否定的なものであるが、その効力を発揮させ、法を活性化する役割を果たすという側面ももつ。

- 
- 1) ヘーゲルの法哲学の講義はハイデルベルク期からベルリンでの死去の直前まで継続されたが、本稿では出版された『法哲学』（1820年）と各年の法哲学講義を含めて、広く法哲学と呼ぶ。
  - 2) 本稿の準備過程で日本ヘーゲル学会第31回研究大会（2020年12月）のシンポジウムにおける4氏の報告と、これらをめぐる質疑応答から示唆を受けた。これらの報告の拡充されたものが同学会編『ヘーゲル哲学研究』第27号、2021年に、中村悠人「ヘーゲルの刑法学への影響」、稲谷龍彦「法をめぐる現代的課題とヘーゲル」、大橋基「ヘーゲルの「応報主義」とその持続可能性」、神山伸弘「自由と自然の境界と越境」として掲載されている。日本におけるヘーゲル刑罰論の研究としてはつぎの成果を参照。木村靖比古「ヘーゲルの刑罰理論」（1）、（2）（『奥州大学紀要』第4号、1972年、第5号、1973年）。松生建「ヘーゲル『法哲学』における報復の理論」（『海保大学研究報告』、法文学編、第37巻、第1号、1991年）。大橋基「ヘーゲルの「刑罰論」における復讐の問題」（日本ヘーゲル学会『ヘーゲル哲学研究』第11号、2005年）。中村悠人「刑罰の正当化根拠に関する一考察」（3）、（『立命館法学』、第343号2012年）。今村健一郎「ヘーゲルの刑罰論」（『愛知教育大学研究報告』、人文・社会科学編、第66号、2016年）。川口浩一「日本におけるヘーゲル刑罰論研究の最近の動向」（関西大学法学研究所『ノモス』第45号、2019年）。
  - 3) 法は強制力をもつが、これは直接には現れず、不法という回り道を経て示される。カントは法を最初から行為主体のあいだの外的な相互強制の関係として特徴づけるが（MS. 231）、ヘーゲルはこれを批判する（Rph. § 94）。

## ヘーゲルの刑罰論の射程

不法行為が他人の定在〔Dasein〕（とくに占有）を侵害するだけでなく、他人の権利、さらに権利そのものを侵害するばあいは、犯罪となる（Rph. § 95）。犯罪は直接的には（他人の）定在の侵害であるので、犯罪を無効化する刑罰も犯罪者の定在の侵害となる（Rph. § 96）。

ヘーゲルの刑罰論の特徴はさらにつぎの点にある。犯罪は犯罪者の自由意志から生じるのであり（Rph. § 220）、このような犯罪が刑罰の対象となる。刑罰は犯罪者の外部から一方的に科せられるのではない。法の侵害は「自由な者によって遂行されるならば、犯罪となる」（Rph. § 95）。根本的に見れば、犯罪は、普遍的意志（「それ自体で存在する意志」）に背反する特殊的意志（「定在する意志」）に基づくのであり、これに無効化する刑罰は普遍的意志に基づくが（Rph. § 99）、普遍的意志はじつは犯罪者自身にも内在している。刑罰は根本的には、犯罪者において「それ自体で存在する意志」に根ざす（Rph. § 100<sup>4)</sup>。したがって、犯罪者は刑罰を科せられるさいには、理性的なものとして扱われる（§ 100）。このことは「犯罪者の権利」であり（Ibid.）、本人の保護のためにもなる（Rph. § 220<sup>5)</sup>。

ヘーゲルによれば、それまでの刑罰論においては刑罰のこのような「概念」、「本性」が正しく理解されてこなかった。刑罰は、犯罪者がもたらす害悪（ダメージ）にたいして加えられる別の害悪と見なされてきた。刑罰という害悪を加えるという心理的な威嚇によって犯罪を防止し、犯罪者を矯正することが刑罰の基本目的と見なされがちであった。このような見解の代表はA・フォイエルバッハに見られる<sup>6)</sup>。そこでは、法の回復という刑罰の本性が無視されるとともに、刑罰が犯罪者の自由な意志に根差さずという主体的側面が無視される。威嚇説においては犯罪者はたんなる感性的存在者（快・不快を行為の根本動機とする）と見なされる（Rph. § 100<sup>7)</sup>。しかし、威嚇は犯罪者の憤激を招き（Rph. 22-23. § 99, S. 312/ I 173頁, Vgl. Rph. § 99. Zu.）、犯罪防止には逆効果である。また、矯正については、それは犯罪者における内的、道徳的なものであり、それがどこまで行なわれたかを外部から認識することは困難であるので、あいまいになる（Rph. 17-18. § 46/63頁）。刑罰が犯罪の防止、犯罪者の矯正に役立つことはあるが、これらは刑罰の付随的結果にすぎず、刑罰の本性と混同されるべきでない（Rph. 24-25. § 99, S. 286/197頁, Vgl. Rph. § 99. Zu.）。

4) ここでは自由な意志が理性的意志（Rph. § 21, § 24）と選択意思〔Willkür〕（Rph. § 14, § 15）との二重の意味に理解されている。『法哲学』の「緒論」で示されるように、選択意思は自然的意志と理性的意志との中間にある。理性的意志は普遍的であるが、選択意思は特殊的であり、理性的意志に背反しうる。注28、参照。

5) 刑罰において「犯罪者は理性的なものとして尊敬される」（Rph. § 100）。『精神現象学』ではつぎのようにいわれる。「人間を辱め、抹殺する刑罰」は、「人間の存在を支え、人間に名誉をもたらす恩恵」に転化する（Phä. 79. 122/上262頁）。

6) フォイエルバッハはカント倫理学の影響を受けたが、法的に問題となる行為を、英知界から分離された感性界における作用としての行為に限定する。彼は、刑罰の機能を、苦痛を回避する行為者の心理に訴え、犯罪を抑止することに求める。彼はこのように、刑罰が犯罪者の理性や自由意志に由来するとは見なさない。

7) フォイエルバッハのように、刑罰の本性を威嚇に求めることは、「犬にツエで訓練する」ようなものであると批判される（Rph. 22-23. § 99, S. 312, Vgl. Rph. § 99. Zu.）。

### 3 刑罰の主體的根拠

これまでの考察を踏まれば、刑罰の犯罪者にたいする作用は、犯罪者内部における普遍的意志の特殊的意志にたいする作用の外在化であるといえるであろう。この意味で、刑罰は「それ自体で正当(当然)〔gerecht〕である」だけでなく、「犯罪者自身において正当である」といわれる(Rph. § 100<sup>8)</sup>)。このことについてさらにつぎのように説明される。犯罪者は犯罪のさいに自分で「掟(法律、法則)〔Gesetz〕」を立てるが、この掟は(犯罪者にとってのみとはいえ)普遍妥当性を持ち、犯罪者自身にも該当する。たとえば、行為者が殺人を企てるさいに、〈殺人は許される〉という掟を自分で立てるが、この掟は自分自身にも向けられ、自分も殺害されて当然になる。死刑を科させられることもこの掟に従ったものとなる<sup>9)</sup>。

このような説明は強引であるが<sup>10)</sup>、その本来の趣旨はつぎのようなものであろう。犯罪者は普遍的意志を内在させているが、普遍的意志の作用は、犯罪者自身が立てる掟の普遍化という形をとる。この掟は行為者の行為の正当化のために立てられたもので、自分にとって妥当するが、掟であるかぎり、普遍的妥当性を持ち、自分の行為にたいしても適用されなければならない。自分の行為を自分の掟の適用外におくことは矛盾しており、無効である。このような見解は、カントにおいて、実践的理性の普遍的立法が選択意思による格率(行為の主観的原則)の普遍化として現れるのと類比的であるといえる<sup>11)</sup>。ヘーゲルは一般には、格率の普遍化についてのカントの見解を形式的な無矛盾に関わるにすぎないと批判するにもかかわらず、ここではこれを独自に捉え直しているといえる。しか

- 
- 8) ヘーゲルは不法についての最初の説明部分で、不法は「法それ自体にとって仮象」であり、そもそも無効(空虚)である〔nichtig〕と述べている(Rph. § 82)。このことの意味も、普遍的意志と特殊的意志との関係(Rph. § 81, § 89)を念頭におくばあいには、明らかになるであろう。1822-23年の法哲学講義ではつぎのように述べられている。「法それ自体(普遍的意志)は特殊的意志によって本質的に規定されているものとして、ある非本質的なものへの関係のなかにある。本質は現象のなかにある。現象は本質に適合していることも、適合していないこともある。」「不法における現象は進んで、仮象となる。仮象は、本質に適合しない現象である」(Rph. 22-23, § 82, S. 282/I 151頁, Vgl. Rph. § 82 Zu.)。
- 9) この点について『法哲学』ではつぎのように簡略的にいわれるにすぎない。「犯罪者が見舞われる侵害〔刑罰による〕は、「彼の現存在する意志のなかに」「定立されている。」「というのは、理性的なものとしての彼〔犯罪者〕の行為のなかには、それが普遍的なものであること、それによって、ある掟が立てられたことが含まれるからである」が、「彼はこの掟のもとに包摂される必要がある」(Rph. § 100)。別の論稿においてはより明確につぎのようにいわれる。「行為が従うのは、君が立てる掟である。」「行為者も自分にとって、自分が立てたものと同じ行為の様式に包摂されても、当然である。」「君が他人から奪うことは、君が君自身から奪うことであり、だれかを殺せば、万人と君自身を殺すことになる」(NG. 398/75頁)。「犯罪者は、人を殺すことによって、〈殺人が許される〉ことが普遍的なことであると主張した。」しかし、「犯罪者は、自分が立てたこのような行為の仕方にも包摂されてもしかるべきである。」「犯罪者は、自分が害に見舞われる権利を自分にたいして認めた」(Rph. 17-18, § 46/59頁)。
- 10) 犯罪者が自分で立てた掟が自分自身にも向けられるというヘーゲルの主張にたいする疑問としては、今村健一郎「ヘーゲル刑罰論における〈犯罪は犯行をつうじてひとつの法則を定立するという〉テーゼをめぐる」(『愛知教育大学研究報告』、人文社会科学編、第67巻、第1号、2018年)、参照。
- 11) なお、普遍化可能性の原則は道徳的行為にだけでなく、法的行為にも適用をされるとカントが見なすこともある。拙著『カントの実践哲学と応用倫理学』(行路社、2010年)、116頁以降、参照。

し、ヘーゲル自身の見解も形式的な無矛盾に関わるという疑念が生じるであろう<sup>12)</sup>。

#### 4 応報としての刑罰

刑罰は「概念」、「本性」の点では、犯罪による強制に対抗する強制であるが、この対抗は「応報・返報（狭義には報復）〔Wiedervergeltung〕」という形態をとると説明される。犯罪に他人の定在にもたらす侵害（ダメージ）のあり方は「質的および量的規定」の点で多様であり、これに対抗する刑罰のあり方も多様である。犯罪にたいする応報は犯罪者の定在の侵害を伴う。刑罰は、「概念の面から見れば、侵害を侵害することであり、また定在の面から見れば、犯罪は質的および量的範囲をもち、したがってまた犯罪の否定〔刑罰〕も同様の範囲をもつのであり」、刑罰は「このかぎりでは応報である」（Rph. § 101）。ヘーゲルの刑罰論はしばしば応報刑論と基本的に特徴づけられるが、ヘーゲルにおいて応報は刑罰の「本性」そのものではなく、刑罰の作用を犯罪における定在の側面から見たものにすぎない。

ここで、応報は刑罰の客観性、公平性の原則となるが、その尺度は、犯罪による定在の侵害と同等の侵害を犯罪者の定在に加えることにあり、これは伝統的法学において「タリオ」の原則といわれたものである（Rph. § 101）<sup>13)</sup>。ただし、この同等性は「特殊な性状」の点でのものでなく、「価値」の点でのものである（Rph. § 101）。たとえば、傷害犯に禁固一〇年の刑罰が科せられるばあい、傷害と禁固一〇年とのあいだには質的な同等性はないが、価値の同等性があると見なされる。ヘーゲルはタリオを伝統的な意味での〈同害報復〉としてではなく、〈同価応報〉として捉え直しているといえる<sup>14)</sup>。

民事上は、加害者が被害者に与えた損害にたいして「賠償〔Guttuung〕」が行なわれればよいが、刑事上は、この侵害は同時に被害者の権利の侵害であるから、たんなる賠償では済まされえない（Rph. § 98）。刑罰は犯罪者にたいして、もたらしたダメージと等価のものを〈代価〉を支払うよう強

12) ヘーゲルは、犯罪者の行為にはつぎのような「矛盾」が含まれるとも述べている。「犯罪者は」「法としての法、自由意志〔普遍的意志〕としての自由意志を侵害することである。しかし、自由意志はその概念の面では侵害されない。したがって、犯罪は普遍的意志の概念に矛盾する。このことが、犯罪が無効であることなのである」（Rph. 17-18. § 46/59頁）。「法〔普遍的意志〕としての法を廃棄したことはこのように無効なものである。絶対的なものとしての法は廃棄されえず、したがって、犯罪によって表現されるものはそれ自身で無効である」（Rph. 22-23. S. 306/I 170頁, Vgl. Rph. § 97. Zu.）。しかし、ここで指摘される犯罪者の矛盾はきわめて抽象的、形式的なものにすぎない。なお、普遍的意志（それに基づく法そのもの）が侵害されるといわれることもあるが（Rph. § 95, § 97, § 99）、この侵害は仮象であり、特殊意志（あるいはその定在）への現象するかぎりでの普遍的意志が侵害されると見なされているのであろう。

13) 刑罰による応報についてヘーゲルはつぎのようにいう。それは伝統的なものであるが、その根拠は深く考察されてこなかった（Rph. 24-25. § 99, S. 86/196頁）。

14) カントも、「刑罰の質と量」の基準を「タリオの法」に見出す（MS. 331）。これに対して、フィヒテは、タリオの原則が「刑罰の実質的原理」（FNR. 263）としてはつぎのような限界をもつことを指摘している。無意図的で軽はずみの不法行為とは異なり、意図的で悪意に基づく不法（なんらかの利益の獲得のために他人に利益を損なうのではなく、他人に損害を与えることを目的とする）にたいしてはこの原則は有効ではなく、最終的には国家からの追放によって対抗すべきである（FNR. 143, FNR. 264f.）。



要するといえる<sup>15)</sup>。

刑罰のための公権力が未確立な状態では応報(報復)は私的な「復讐 [Rache]」という形態をとる。そこでは被害と同質の(等価のではなく)のダメージが復讐として加えられる(〈目には目を、歯には歯を〉)。また、報復は恣意的であり、公平性を失う。加害者の不法に対抗して、新たな不法が加害者にたいして行なわれ、このため加害者やその関係者からの新たな復讐を招き、復讐は代々継続されることになる(Rph. § 102)。

復讐のこのような欠陥は刑罰によって除去される(Rph. § 102)。刑罰は歴史的には、被害者の復讐に替わるものとして登場した。刑罰による応報は被害者にとっての個人的なものではなく、社会的なものである。刑罰は被害者の復讐心を満足させるとは限らない。刑罰は「被害者を満足させるのではなく、法律を満足させる」(Rph.17-18. § 111/161頁)。犯罪と応報とのあいだの価値の同等性も社会的なものであり、それに応じた刑罰のあり方も社会や文明の状態に依存する。社会が安定し、犯罪の社会にとっての危険性が小さくなれば、刑罰は緩和され、社会が不安定であれば、刑罰は厳格化される傾向がある(Rph. § 218)。

## 5 行為の責任範囲と刑罰

犯罪行為のどの部分に罪が問われ、刑罰が科せられるかは重要な問題である。ヘーゲルは、『法哲学』の「道徳」の部でこの点で先駆的な考察を行なっている。抽象法の段階では刑罰のさいに犯罪者の行為の客観的側面が問題とされた。たしかに刑罰が犯罪者の自由意志(正確には、特殊的意思をつうじて作用する「選択意思 [Willkür]」)に由来すると見なされた点で、行為主体の内面に目が向けられたが、それは一般的、形式的にすぎなかった。これに対して、道徳の段階では自由意志の実現としての行為は主体の内面(動機や目的)の面から評価される。刑罰においてもこのことが部分的に考慮されるのであり(Rph. § 227)、道徳的行為の考察のさいにもしばしば法律上の行為の例が挙げられる。「犯罪の側面」は、「主体的意志から生じるものとして、また犯罪がこの意志のなかにもつ定在の点で、ここで[道徳において]はじめて考慮される」(Rph. § 113)。ただし、刑罰においては行為の結果(外面)が基本とされるため、行為の動機や目的の考慮は限定的にとどまる。「法律上の行

15) ヘーゲルは、生命には対価がないので、殺人者にたいする刑罰は死刑であらざるをえないと見なす(Rph. 22-23. § 101, Vgl. Rph. § 101. Zu.)。しかし、彼は、社会の安定化とともに死刑は別の形態の刑罰に置き換えられていくとも述べている(Rph. 24-25. § 218, S. 553)。また、彼は、厭世的な理由で、死ぬために、殺人によって死刑を受けようとする者にたいしては死刑は効果的ではなく、懲役刑がふさわしいとも主張している(Rph. 24-25. § 99, S. 285/196頁)。(最近日本でこの種の殺人があい次ぎ、ヘーゲルの指摘が注目される。)カントはベッカリアの死刑廃止論を批判するが(MS. 335)、ヘーゲルのベッカリアにたいする批判はカントほどは厳しくない。ベッカリアの人道主義的刑罰論が死刑を慎重にし、減少させたことをヘーゲルは評価する(Rph. 24-25. § 100. S317./200頁, Vgl. Rph. § 100 Zu.)。フィヒテはベッカリアを擁護し(FNR. 283)、矯正の余地がない悪質な殺人者にたいしては死刑ではなく、社会からの追放が適切であると見なす(FNR. 277)。ただし、社会から追放された者は市民権をもっておらず、殺害されてもやむをえないとも述べている(FNR. 280)。

為<sup>16)</sup>」は「道徳的な本来の行為のいくつかの契機のみを、しかも外的な仕方を含むにすぎない」(Rph. § 113)。

主体の「所行(行ない) [Tat]」は主体の意志の実現であることによって、本来の「行為 [Handlung]」となる。主体は、自分の行為が原因となって生じた結果(所行)のすべてに責任を負うのではなく、自分があらかじめ知り、めざした部分にのみ責任を負う。所行と行為とのこのような区別は近代になってはじめて明確にされた。古代ギリシヤにおいては両者の区別はなく、主体は所行の全体に責任を負わざるをえず、このことがしばしば悲劇のテーマ(オイディプスの例など)となった(Rph. § 117)。犯罪者の行為について罪が問われ、処罰されるのはその全体ではなく、行為者の責任に帰属する部分のみであり、この部分は、故意に行なわれた部分(あらかじめ意識された部分)である<sup>17)</sup>。抽象法の段階ではタリオの原則に基づいて、刑罰は犯罪の重大さに応じることが客観的に求められた。道徳の段階では、犯罪が刑罰が犯罪者の責任に応じたものとなることが求められており、刑罰が犯罪者の主体のわがから制限されるといえる。現代刑法学においては<犯罪と刑罰との均衡>と<責任と刑罰との均衡>が重視されるが、ヘーゲルは両者の原則について先駆的な主張を行なっているといえる。

道徳的行為は、「企図」に基づく段階、「意図」(狭義の)に基づく段階、「善」をめざす段階に区分され、それぞれに応じて責任の段階も区分される。第1の「企図(もくろみ) [Vorsatz]」の段階では、行為者は所行のなかで、自分があらかじめ知っていた部分にのみ責任をもつことが一般的に示される(Rph. § 117)<sup>18)</sup>。行為者が事情についての知(さしあたり表象)をもつことがその所行にたいする「帰責能力(責任能力) [Zurechnungsfähigkeit]」の条件であり、行為者はこの点でのみ処罰されうる(Ibid.)。ここでは、結果が行為から必然的に生じたのか、他の原因によって偶然的に生じたのかが問題になる。しかし、この区別は「企図」の段階では不確定である。このためまた、行為の結果に行為者がどこまで責任を負うのかも不確定である。この段階では、行為の責任をその結果の点でのみ捉える結果説も、行為結果を軽視する動機説も一面的であるといわれうるにとどまる(Rph. § 118)。

第2の「意図 [Absicht]」の段階では、行為の個別的事情の知との関係だけでなく、その普遍的な本

16) ここでの<die gerichtige Handlung (act)>は訴訟という法廷での行為ではなく、法廷で対象となる行為の意味であり、それは<die streng gerechliche Handlung>(厳密に法的な行為)とも呼ばれ(Rph. § 112 Zu.)、この点で道徳的行為から区別される。

17) カントも簡単にはあるが、法的および道徳的行為においては、自分の格率に基づいてあるいは掟に従って行為できる者にのみ責任が生じると述べている(MS. 223, 227, 321, KpV. 96, 152)。彼は初期の『倫理学講義』ではバウムガルテンの説を引用しつつ、責任についてかなり詳細に論じているが、自由意志との関係は明確にしない(KgS. 27. S. 268ff./『コリンズ道徳哲学』、『カント全集』第20巻、岩波書店)。

18) <Vorsatz>は<Vorhaben>とほぼ同義であり、その原意は、「眼前におく、思い浮かべる」ことである。

性の知との関係で行為者の責任が問われる (Rph. § 120)<sup>19)</sup>。行為者が自分の行為の全体的連関を見と  
していなくても、その普遍的本性を一般的に知っていれば、その所行為にかんして責任が帰せられ  
る (Rph. § 116, § 119)。

第3の「善」の段階では、行為者は善・悪 (正・不正) について知っている点で、その所行に責  
任が問われる。ただし、このような規範的な知は一般的なものでよく、法的には、「現行の法律」へ  
の洞察があればよいとされる (Rph. § 132)。子ども、精神錯乱者、精神薄弱者のふるまいに責任は問わ  
れないか、その責任は軽減されるが、激情に基づく行為についてはそうではない。なお、行為者が  
自分の行為結果、また善悪をどこまで意識していたかの判断は確定が困難であるといわれる (Ibid.)。

## 6 市民社会における刑罰

現代法学では、刑罰の対象となるのは、違法であり、かつ行為者に責任のあるような行為である  
が、ヘーゲルは抽象法の段階では行為の違法性を、道徳の段階では責任性 (有責性) を問題にして  
いるといえる。ただし、抽象法と道徳の段階では行為の違法性と責任性は抽象的に理解されている  
にすぎず、両者の関係は説明されていない。両者の関係を明らかにするためには、一方で、法の基  
礎に客観的に存在する普遍的意志が行為者の特殊の意志にどのように作用するかが捉え直されなけ  
ればならず、他方で、現実的に行為結果の違法性という客観的側面についての判断と、行為者の内  
面に照らした責任という主観的側面についての判断との結合が明らかにされなければならない。両  
側面の結合は市民社会における「司法」の段階で示される。

司法は経済社会における権利の保護をめざすが、ここでは法は「法律 [Gesetz]」(実定法) となり、  
「公示される」ことによって、すべての市民によって知られる (Rph. § 211)。抽象法の段階では、犯罪  
はたんに他人の個別的な定在の侵害であるだけでなく、その権利の侵害であり、さらに法そのも  
のの侵害であると見なされたが、司法の段階では、犯罪は、市民社会において承認された「普遍的  
な事柄」の侵害となり、犯罪のあり方、それにたいする刑罰のあり方は「社会にとっての危険性  
という観点」から判断される。社会が安定していれば、犯罪の危険性は微弱になり、刑罰も緩和され  
るが、逆に社会が不安定であれば、犯罪の危険度は高くなり、刑罰は峻厳になる (Rph. § 218)。犯罪  
者が、刑罰を受けることをつうじて支払うべき〈対価〉は社会的状態に応じて相対的であり、犯罪  
者と被害者との個別的関係にのみに依存するのではない。

裁判は一般に行為の事実についての判断と量刑の判断の段階を含むが、ヘーゲルは2つの段階を

19) 〈Absicht〉の原意は、「見みとおす [abschen]」ことである。ヘーゲルはこの用語の、〈行為の全体を見とおす〉とい  
う面に注目すると同時に、〈abschen〉を〈abstrahieren〉(抽象化、捨象化)とも関連させ、〈Absicht〉が、ある側面を  
抽出する(抽象する)という面と、ある面を度外視する(捨象する)という面とをもつと見なす。意図において、  
行為の特定の面が取り出され、「福祉」の内容とされる (Rph. § 121, 123) とともに、特殊な内容が度外視され、  
行為の「普遍的本性」、「普遍的な質」(Rph. § 119, § 120) が抽出されるとヘーゲルは解釈する。



明確に区別し、その担当者をも明確に区別する。彼によれば、第1段階では行為の事実（どのような侵害行為がだれによってどのように行なわれたか）を確定する（Rph. § 225）<sup>20</sup>。このことは法律上の専門的知識を必要としないので、教養ある人間に一般的に可能であり、陪審員によって行なわれる（Rph. § 227）<sup>21</sup>。第2段階では、裁判官がこの認定に基づいて、法律をそれぞれの行為へ適用し、量刑について判断する（Rph. § 225）。ヘーゲルは近代社会における裁判にとって公開と陪審制の意義を重視する（Rph. § 224, § 227）。市民の代表が陪審員が裁判に参加することは裁判の公平と信頼を高め、被告の「自己意識の権利」の保障にもつながるといわれる（Rph. § 228）。

ここで問題となるのは、裁判において情状酌量による刑罰の減軽がどこまで行なわれるかである。行為の事情の知、意図、違法性の知のあり方によって責任能力に相違が生じ、これに応じて量刑にも相違が生じる。陪審員による行為の事実の認定のさいに行為の事情や意図が配慮され、情状酌量が行なわれるが（Rph. § 227）、情状酌量に基づく判決は裁判官に委ねられる（Rph. § 226, § 227）。しかし事情の知、意図、違法性の知などは行為者の内面に属し、外部から捉えられにくいので、裁判における情状酌量はあいまいさを伴う。このため情状酌量は最終的には君主による恩赦に委ねられる（Rph. § 132, § 282）<sup>22</sup>。

## II ヘーゲル刑罰論の評価

### 1 ドイツ刑法論における論争

ドイツの刑法学ではヘーゲルの刑罰論の評価の重要な論争点の1つとなってきた<sup>23</sup>。ヘーゲルの死後、彼の刑罰論の影響を受けたアベック、ケストリン、ベルナーらが影響をもち、刑法学におけるヘーゲル学派を形成した。ヘーゲルにおいては、抽象法の段階での刑罰をつうじた普遍的意志の

- 
- 20) 行為の「事実」については〈Faktum〉、〈Tatsache〉、〈Tatbestand〉という用語が使用されるが、とくに〈Tatbestand〉が多用される。この用語はのちのドイツ法学では「構成要件」（犯罪行為の定型）と見なされるようになるが、ヘーゲルもこれに近い意味に理解しているといえる。彼は、事実は「承認された事実〔Tatsache〕」へ高められ、「性格づけ〔qualifizieren〕られなければならないといわれる（Rph. § 226）。法学的には〈Qualifikation〉は「法的性質の決定」を意味する。それは、ある法律関係を法的なカテゴリーに分類することであり、行為の定型への分類を含むといえる。
- 21) 裁判官が行為の事実の認定を行なうことはつぎの理由で適切ではないとされる。裁判官は判決の欠陥をあらかじめ念頭において、行為の事実について判断するならば、判断を歪める危険性がある（Rph. 24-25. § 227. S. 577/453頁）。
- 22) 「このような事情が刑罰の減軽の事由として考慮される領域は法〔裁判〕の領域とは別の領域、恩赦の領域である」（Rph. § 132）。裁判における情状酌量の限界についてつぎのようにいわれる。「〔情状酌量による刑罰の〕減軽の事由はその全範囲において法廷の権限にされなければならないわけではない。減軽の事由にかんして基本的事柄はより高次の威力、すなわち元首に属さなければならない」（Rph. 17-18. § 56/74頁）。より厳しく、「裁判官はできるだけ、減軽の事由を考慮すべきでない」ともいわれる（Rph. 18-19. § 73）。なお、恩赦は法廷による勧告に基づくこともあるといわれる（Rph. 17-18. § 139/225頁）。
- 23) 日本ではドイツの刑法の論争を主題とした書物は少なく、つぎのものがその代表である。木村龜二郎編『刑法学入門』（有斐閣、1957年）。代表的な刑法学者がそれぞれ独立に紹介されている。ヘーゲル学派としてはビルクマイヤーが取り上げられている。大塚仁『刑法における新舊兩派の理論』（日本評論新社、1957年）。力点は日本における刑罰論争の紹介にあり、ヘーゲル学派の記述はあまり詳細ではない。山口邦夫『一九世紀ドイツ刑法学研究』（八千代出版、1979年）。ヘーゲル学派としてはケストリン、ベルナー、およびビルクマイヤーが取り上げられている。

顕在化と道徳の段階での行為者の個別的意志の発現との関係が必ずしも明確ではないが (I-5)、ヘーゲル学派 (とくにケストリンとバルナー) は『法哲学』の「緒論」における意志論を踏まえ、両者の関係を整合的に理解しようとした。ヘーゲル学派はヘーゲルの刑罰論から応報刑説、自由意志論、責任能力論を継承しつつ、その理論の修正に向かい、しだいにこれに直接には依存しなくなる。

しかし、19世紀中ごろにリストがヘーゲル学派に批判を加え、刑罰の「目的」を問い、これを威嚇による犯罪の防止、犯罪者の矯正に求めた。ヘーゲル学派の「応報刑説」に対抗するこの主張は、「目的刑説」と呼ばれるようになった。刑罰の目的を犯罪の防止、犯罪者の矯正に見出す説はすでにヘーゲルの時代に存在しており、その有力な唱導者はフォイエルバッハである。リストの説は、近代から現代への時代の変化のなかで犯罪の増大に対処するためのものであり、この点で、近代の目的刑説 (フォイエルバッハ) とも異なった特徴をもつ。19世紀末には、ヘーゲル学派を継承するビルクマイヤーがリストに反論し、応報刑説と目的刑説とのあいだの論争が活発化した (「刑法における学派の争い」)。近代末の前期ヘーゲル学派に対して、ビルクマイヤーは後期ヘーゲル学派に属すといえる<sup>24)</sup>。この論争は日本にも大きな影響を与えたが、日本では目的刑説がさきに紹介され、のちにこれに対抗して、ビルクマイヤーらの応報刑説が導入された。日本の応報刑説においてはヘーゲルの刑罰論の直接の影響は微弱である<sup>25)</sup>。

## 2 犯罪予防・犯罪者の矯正と刑罰

ドイツの刑法学論争でヘーゲルの刑罰論が応報刑説と特徴づけられるさいには、それが応報を中心するかのような印象が生じかねないが、すでにみたように (I-4)、ヘーゲルにおいては応報は刑罰の「概念」(「本性」)ではなく、その公平性の尺度にすぎない。ヘーゲルの刑罰論にたいする批判として、それは刑罰を自己目的と見なしており、<必罰主義>の立場に立つともいわれる。カントは刑罰を定言命法と見なすので<sup>26)</sup>、このように理解されることには理由があるが、ヘーゲルは、必ずしもそうではない。たしかにヘーゲルは、犯罪が処罰されなければ、法律は効力を失うと主張す

24) ビンディングはビルクマイヤーに先行して応報刑説を主張したが、自由意志を認めておらず、この点では後期ヘーゲル学派には属さない。20世紀に応報刑説を主張したベリングも同様である。なお、ビンディングは国家を普遍的意志の具現と見なし、国家の刑罰権を強調しており、この点ではヘーゲルに接近する。

25) 日本における応報刑説の代表者の一人の小野清一郎はビルクマイヤーの影響を受けたが、刑罰を「国家的道義」の実現と見なす点で、ヘーゲルに接近した。滝川幸辰は小野とともに応報刑説を代表するが、自由意志の立場をとらず、むしろフォイエルバッハに近い。このように応報刑説の立場に立ちながらも自由意志説を採用しない論者がいるとともに、逆に、自由意志説を主張しながら、応報刑説を受容しない論者もいる。フィヒテはカントの自由意志説を継承しながらも、つぎに見るように、目的刑説に近い立場をとる。

26) カントによれば、犯罪者はもっぱら、犯罪を行なったという理由で、刑罰を受けるのであり、このことは「定言命法」である。犯罪者や社会にとっての「効用」(犯罪の予防や犯罪者の矯正)を刑罰の目的と見なす「実用的刑罰論」は不適切であるとされる (MS. 331, MS. 367)。フィヒテは刑罰を「絶対的な目的」ではなく、「公共安全」のための「手段」と見なし、威嚇による犯罪の防止や矯正を刑罰の目的に含めており、この点では<目的刑説>に近い立場に立つ。カントの刑罰論については、中村悠人「刑罰の正当化根拠に関する一考察」(3)、130頁以降、飯島暢『自由の普遍的保障と哲学的刑法理論』(成文堂、2016年)、59頁以降、参照。

## ヘーゲルの刑罰論の射程

るが(Rph.22-23. § 98-99)。この見解が厳罰化の主張に直結するわけではない。ヘーゲルによれば、公平な刑罰は価値の面での同等報復であり、これは、犯罪者にたいして犯罪の対価を支払わせることであるが、この対価のあり方は「社会にとっての危険性」(Rph. § 218)の観点から、社会の状態によって変化するのであり、社会が安定すれば、刑罰は緩和される。これに対して、目的説においては社会の安全のためにむしろ厳罰化が主張されるのであり、そのさいに刑罰の厳格化と緩和との区別は犯罪の個別的あり方に依存し、そのための客観的基準は明確ではない。

また、ヘーゲルはカントとともに<絶対的応報刑説>を主張するとも批判される。しかし、ヘーゲルは犯罪の質的および量的規定の(したがってまた量刑の)基準を「社会にとっての危険性」(Rph. § 218)、「公共安全」(Rph. § 96)に求めており、法秩序の維持を刑罰の目的に含めているといえる。目的刑説もけっきょく刑罰の最終目的を法秩序の維持に求めているといえる<sup>27)</sup>。

ヘーゲルは、刑罰をもつばら犯罪の防止と犯罪者の矯正のためのものと見なすことを批判しながらも、これらを刑罰の重要な機能と認めている。「威嚇、矯正などの配慮」は「刑罰の様態の点でたしかに本質的考察を含む」(Rph. § 99)。「威嚇や矯正は目的として重要であり」、そのために「刑罰の形態を変容させる」ことも必要である(Rph.24-25 § 218, S.553/432頁)。ただし、これらは刑罰の「仔細な諸規定」に関係するが、「刑罰の本性」に関係しない(Rph. Rph.24-25. § 99, S.286/197頁)。これらの点でヘーゲルの刑罰論は「相対的」側面を含んでいる。ヘーゲル学派はヘーゲルの説を「相対的応報刑説」の方向へ修正しようとしたが、このような方向はじつはヘーゲル自身の説のなかにすでに含まれているといえる。

さらに、ヘーゲル学派においては、犯罪者が刑罰をつうじて贖罪を行なうと見なされ、刑罰のなかに、贖罪という道徳的なものがもち込まれると批判されることもある。しかし、犯罪者が代価を支払うことはもともと社会的な事柄であり、直ちに道徳的な事柄ではない。むしろ目的刑説において主張される刑罰をつうじた矯正は、本来内的、道徳的な事柄を法的、外的に強制することになり、法律と道徳との区別をあいまいにするであろう。矯正は当人の自発性に委ねられるべきであり、刑罰がその鼓舞に寄与することはできるとしても、矯正(改悛)を量刑の要素に含めることは適切でないであろう。

ヘーゲルも犯罪の防止を重視するが、刑罰による犯罪の予防には限界があるので、犯罪の予防は基本的にポリツァイ(国家の行政の一部)に委ねられると見なす。犯罪者の矯正や社会復帰などのちに刑事政策と呼ばれるものも司法そのものではなく、ポリツァイに属す(Ⅲ-2)。

---

27) ヘーゲルは刑罰の「規定根拠」(概念)を「国家の安全」(Rph. 18-19. § 55)に求めることを批判するが、「公共安全」(Rph. § 96, § 218)が刑罰のあり方の考慮のさいに重要であるとも述べている(Vgl. Rph. § 101)。

### 3 刑罰・責任・自由意志

ヘーゲルの刑罰論の基本的特徴は、刑罰による法の回復という客観的側面とともに、刑罰が犯罪者の自由意志に根ざすという主観的側面を明確にしたことにある(Ⅰ-2)。刑罰論争においては自由意志の是非が基本的争点の1つになっている。自由意志は、経験的に検証を不可能な形而上学的なものであるという批判が目的刑説から浴びせられた。自由意志はドイツの観念論において強調されるが、このような批判においてはとくにカントの見解が念頭におかれているといえる。カントは、自然必然性から独立した意志の絶対的自発性のなかに自由を見出すが、ヘーゲルはこのような自由意志を不完全なものとして批判し、真の自由意志は自然必然性を揚棄すると見なす<sup>28)</sup>。刑罰論争においては(初期のヘーゲル学派を除いて)、カントの自由意志論とヘーゲルのそれとの相違には十分に注目されていない。

人間の行為は自然的、社会的諸条件によって制約されているが、これらによって完全に決定されているのではなく、行為を選択し、行為を決定(決意)する余地をもっているといえる。このような意志の自発性を前提にしなければ、規範的意識の固有性を理解することはできないであろう。規範についてはその事実(存在)を意識するだけでなく、それを順守すべきであること(当為)を意識することが重要であるが、後者の意識が経験、快・苦の心理から直接に派生するとは考えにくい。責任もたんに行為の事情についての意識や意図との関係だけでなく、規範の意識との関係でも問われる<sup>29)</sup>。そのため、ドイツ観念論における自由意志にたいして批判的な論者のなかにも、相対的な意味での自由意志を想定する必要があるという見解が強まりつつある。

近代の目的刑説(フォイエルバッハなどの)においては個人主義、自由主義の傾向が強いが、現代の目的刑説においては社会秩序の維持が強調され、刑罰はそれへの個人の順応という観点から説明されるようになった。これに反発する論者は応報刑説にむしろ自由主義的な要素を求めた<sup>30)</sup>。しかし、現代において目的刑説と応報刑説とのいずれが自由主義的であるかについて一律には語れない。応報刑説がヘーゲルに依拠するさいには、自由意志の基礎となす普遍的意志が国家において具現されると見なされ、国家への個人の服属が主張される傾向も生じる(ピンディングなど)。目的刑

28) カントは自由意志を主張するさいに、行為の責任との関係を念頭においている。彼は自然的原因性(因果性)から区別される「自由の原因性」を主張し、両者は行為の別の側面を表現する点で、対立しない(「二律背反」の解消)と見なす。しかし、ヘーゲルによれば、カントが主張する自由意志は選択意思に属す。それは自然的意志に距離をとるが、形式的、抽象的であるため、その内容を自然的意志から採用せざるをえない点で、これによって制約されている(Rph. § 14, § 15)。真の自由な意志(理性的意志)は自然的意志を度外視せずに、そのなかに「自分の規定を貫徹する」ものである(Rph. § 21, § 24)。このような自由はたんなる選択の自由でも、行為の自己決定(決意)の自由(Rph. § 13, § 16)でもなく、より高次のものである。

29) 「自由の原因性」についてのカントの思想はヒュームの経験論的決定説にたいする対抗という性格をもつといえる。彼の行為決定説はカントの当時に最も洗練されたもの(柔らかな決定説の先駆)であるが、行為の責任の説明において首尾一貫性を欠くといわざるをえない。拙著『カント実践哲学とイギリス道徳哲学』(粹出版社、2012年)、57頁以降、84頁以降。

30) 日本の応報刑説は多くのばあいにヘーゲルの自由意志論には依拠していない。

説も応報刑説もドイツにおいてはナチスによって利用され、戦時中の日本においても2つの説は、全体主義に距離をおく点で、限界をもっていった<sup>31)</sup>。

### III 刑罰と和解

#### 1 法と刑罰の限界

ヘーゲルによれば、刑罰の基本的目的は、権利をめぐる葛藤や紛争を解消し、社会生活の安定に寄与することにあるといえる。しかし、この点で法と刑罰には、避けられない限界をもつことにもヘーゲルは目を向けている。

第1に、法律を行為の具体的なケースに適用するさいに、つぎのような問題が生じる。個別的行为はさまざまな客観的事情をもち、また行為者のさまざまな主観的動機に基づいており、法律の適用のさいにこれらの全体を考慮する(情状酌量)必要があるが、そこには多くの偶然性が入り込むことは避けられない。このことに応じて、刑罰においても同様の偶然性が生じる(Rph. § 214)。第2に、法律の適用は機械的、画一的になりがちである。事情の考慮(情状酌量)には偶然性がつきまとうので、この回避のためにこのような傾向が生じやすい。第3に、権利の回復のための訴訟手続が複雑化するため、裁判は専門家に委ねられ、市民にとって「疎遠なもの」となりかねない(Rph. § 223, Rph.17-18. § 116/169頁)。第4に、法律はおもに行為の外側または行為の他人や社会にたいする外的関係に関わる。そこでは行為の内面の考慮は部分的、付随的に行なわれるにすぎ、情状酌量には限界がある<sup>32)</sup>。

さらにヘーゲルは、法の限界を示すものとして「危急権(緊急避難権) [Notrecht]」に言及している。危急のさいには生命と福祉のためにこれらを通常法律に優先させる権利が承認されている(Rph. § 127)。ここでは、福祉を度外視する法律の限界が表れている。危急権は道徳の部で、抽象法の形式性と福祉の特殊性との限界を指摘する文脈で(「意図と福祉」から「善と良心」への移行の過程で)考察されており、「善」の段階では抽象法の普遍性の要素と福祉の特殊性の要素とが総合されるといわれる(Rph. § 128)。しかし、道徳的な善は形式的で主観的でありうる。両者の要素の真の総合は人倫においてもたらされる。抽象法と福祉(生活権)との関係は、つぎに見るように、市民社会の

31) 牧野英一の目的刑説も小野誠一郎の応報刑説も、刑罰を民族の文化的共同体のためのものと見なす点で、全体主義的な刑罰政策(治安維持法など)に同調した。これに対して、滝川幸辰は自由主義を堅持し、弾圧を受けた(滝川事件)。この経緯については、内藤謙『刑法理論の史的展開』(有斐閣、2007年)、340頁、356頁、397頁、496頁、566頁が詳しい。

32) 「法律上の行為」は「道徳的な本来の行為のいくつかの契機を、しかも外面的な仕方を含んでいるにすぎない」(Rph. § 113)。人倫的諸関係が法律の適用の対象となるのは、それらの外面、あるいはそれらが含む権利の面のみである(Rph. § 213u. Zu.)。



段階で司法とポリツァイとの関係として具体的に説明される<sup>33)</sup>。

## 2 犯罪の防止と貧困の除去

司法によっては、侵害された権利が事後に回復されるにすぎず、権利は侵害から事前に保障されない。「司法によっては所有と人格性との侵害が除去される（償われる）[tilgt werden] にすぎない。」しかし、「侵害が除去されるだけでなく、阻止される」ことが必要である（Rph.18-19. § 112/140頁, Vgl. Rph.22-23. § 230, S.691/11416）。「犯罪は普遍的な威力[ポリツァイ]によって阻止されなければならない」（Rph. § 230）。

ヘーゲルは、貧困が犯罪の温床となっていることに注目する。貧困者はその状態を不正と見なし、これをもたらした社会に反抗的になり、悪意や不法な感情を抱きがちになる（Rph. § 242, § 244）。産業革命以降市場経済の進展とともに、貧困は増大し、犯罪も増加する。これにたいする対策が切実な社会問題となり、現代の目的刑説もそれへの対策として主張されたが、ヘーゲルはこのような動向を先取りしているといえる。

ヘーゲルの分析によれば、市場経済においては貧困のため市民の福祉と生計は不確実で、偶然的となる。これを背景に犯罪が発生するが、司法はその処罰によって法を回復するとしても、犯罪の可能性は残されており、市民の権利は不確実で、偶然的なままである。これら両者の偶然性は相互に関連しており、これらを除き、あるいは減少させることがポリツァイの任務である。

貧困対策としては、発生した貧民の救済と支援という措置がある。貧民の救済は慈善事業に依存せずに、公的な生活支援を行なう必要がある（Rph. § 242）。しかし、これは対処療法であり、根本的には、貧困の発生の基盤である経済活動を規制する必要がある。この点でヘーゲルが重視するのは、個人がその労働をつうじて社会的生産に参加し、諸個人の社会的労働の全体的成果を分与されるという市場経済の原則（「普遍的な資産」への参加の原則）に基づいて、市民が生計を維持できるようにすることである（Rph. § 199, § 237）。しかし、市場経済においてはこの点での市民の権利は偶然性にさらされているので、この権利を保障することがポリツァイの役割である。「いずれの個人も、市民社会の[普遍的]資産に参加し、これを分配される権利をもつが、この可能性はさしあたり制約されている」。「諸個人が資産をつうじて自分たちの生計を保証されるためには、彼らの参加と分配にかんして[ポリツァイによる]事前の配慮が必要になる」（Rph.24-25. § 238. S.601/473頁）<sup>34)</sup>。

33) 1817-18年の『法哲学講義』ではつぎのようにいわれる。「以前には[法と福祉との関係にかんしては]危殆権を一時的な欲求（必要）に関係するものと見なしてきた。ここでは[市民社会においては]困窮はもはやたんにこのような一時的性格をもつのではない。この貧困の出現においては自由の実在性[法律]にたいする特殊なもの力[欲求を充足するための不法行為]が定在をもつようになる」（Rph. 19-20. S. 196/140頁）。

34) 市民社会において「普遍的資産への参与とその分与」が中核的位置を占めることにかんしては、拙稿「承認・正義・再配分——ヘーゲル承認論の現代化」中（『札幌大学総合論叢』第27号、2009年）、12頁以降、「承認・正義・再配」（『札幌大学総合論叢』第28号、2009年）、2頁以降、「ホネットのヘーゲル承認論解釈の問題点」下（『旭川大学経済学部紀要』第79・80合併号、2021年）、105頁以降、参照。

このようにヘーゲルは、犯罪を含む規範侵害の防止を基本的に、ポリツァイ（行政に属す）に委ねる。今日、犯罪予防、犯罪者の矯正、社会復帰、その他の施策は刑事政策として重視されているが、ヘーゲルは刑罰を狭く、限定的なものとして理解し、刑事政策は刑罰そのものではなく、ポリツァイや統治に属すと捉えているといえる。

### 3 刑罰における和解

法規範からの逸脱は刑罰の外的強制によって廃棄されることをヘーゲルは強調する。それでは刑罰は和解とは無縁であろうか。じつはヘーゲルは、刑罰をつうじて法律はその否定としての犯罪を否定し、自分を回復するのであり、自分自身と和解すると述べている。刑罰は「客観的に見れば、法律が犯罪の廃棄をつうじて自分自身を回復する」という点で、「法律の〔自分自身との〕和解」であるが、「犯罪者のがわから主観的に見れば」、「犯罪において意識され、自分のために、また自分の保護のために効力をもつ」という意味で、「犯罪者の法律の和解」であり、「この法則が彼に執行されることに彼は正義の満足を見出し、自分のもつ所行をのみを見出す（Rph. § 220）。抽象法の段階では、犯罪者が自分で立てる掟（法律）が自分に適用されても当然であると一般的にいわれたが（I-2）、ここでは掟は市民社会における法律であり、しかも犯罪者自身によって知られたものとなり、それが犯罪者に向けられても、当然ということになる。

しかし、このような主張は説明不足と思われる。犯罪による法律の否定が法律の外部から一方的にもたらされるとすれば、犯罪の否定は法律の自分自身との和解とはならず、たんに否定の否定をつうじた自己確証となるだけであろう。犯罪が法律自身の自己否定であるばあいに、犯罪の否定が自己否定の否定としての「自分との和解」となるであろう。

この点にかんして『イエナ精神哲学Ⅱ』には、つぎのような注目すべき主張が見られる。犯罪は法律の「必然的契機」であり（JGII. 257/228頁）、法律は悪（罪）を「自分自身として認識する」（JGII. 252/201頁）。ここでは、犯罪は、法律が自分で生み出した否定的他者であり、法律はその否定をつうじて自分の効力を回復する。法律はこのように自分と「和解する」（JGII. 271/223頁）が、また、犯罪者を「赦免し」、「生起しなかったものとする」（JGII. 252/201頁）。この赦免は「恩赦」という形態をとるが（JGII. 249/197頁）、恩赦は本来的には統治（国家）によって行なわれる（JGII. 256/205頁）。法廷において下された犯罪者の刑罰（死刑を含め）は統治によって減軽され、さらに免除されるといわれる（JGII. 254/203頁）。

### 4 司法における和解の可能性

#### (1) 「真実和解委員会」と「修復的司法」

法的な葛藤の解消にはいくつかの次元が区別される。①最狭義のそれは司法（裁判）によるもの

である。権利の葛藤の解消のための方法としては裁判のほかに、衡平があるが (Rph. § 223)、これは民事的な葛藤の解消のためのものである。②刑事事件においても、刑罰によらない葛藤の解決の方法がないどうかかが問題となる。そのさいに刑罰によらない解決を司法 (広義の司法) に求める方向と、司法以外の方法に求める方向とが区別される。③最も広く理解すれば、権利をめぐる葛藤は社会的葛藤の一部にすぎず、また、権利をめぐる葛藤の解消においても司法の役割はそもそも制限されており、このため司法によらない法的葛藤の解消の多様な手段が必要とされる。

社会的葛藤の解消にとって和解は重要な役割を果たす。ヘーゲルが主張するように、刑罰も最終的には法的葛藤の解消と和解の実現をめざすとしても (Ⅲ-3)、刑罰は物理的強制を伴うので、そのものとしては (最も狭い意味では) 和解と対立するであろう。

今日、司法と和解との関係については2つの異なった立場が存在する。まず、司法を広く理解し、権利をめぐる葛藤の解消と和解の機能を司法に求める立場がある。このような試みの代表は「修復的司法」であり、20世紀末に西洋、北米諸国、オーストリア、ニュージーランドなどにおいて司法改革の運動として登場した。つぎに、権利をめぐる葛藤の解消と和解を法的手段によってだけでなく、政治的手段によってももたらす試みがある。その典型は、内乱や独裁政治のあと社会の安定をめざす中南米、アフリカ、東南アジアの諸国においてやはり20世紀末に登場した「真実和解委員会」との運動である<sup>35)</sup>。

## (2) 修復的司法の運動

司法の内部で加害者と被害者とのあいだの和解をめざす試みとして重要なのは「修復的司法 (正義) [restorative justice]」の運動である。この運動が「修復的」と呼ばれるのは、まずそれが犯罪を社会関係の侵害の1つの形態と見なし、この関係の修復、加害者と被害者とのあいだの和解がめざすからである。この司法は従来の司法、とくに「応報的司法 [retributive justice]」にたいする批判から出発する。

①修復的司法は被害者の具体的な立場とニーズから出発し、従来の司法をつぎのように批判する。従来の司法は国家との関係を基本とするため、犯罪者と被害者との関係は後景に追いやられる。(このような批判は目的刑説にも向けられるであろう。) 刑罰によって犯罪者の贖罪が要求されるさいにも、それはまず社会 (国家) にたいするものであり、被害者にたいする補償は間接的になり、等閑視されがちである。②修復的司法においては被害者の被害の実態、それへの加害者の責任の明確化とともに、被害の具体的な補償、さらには物心両面での被害者の社会的支援が重視される。

35) 修復的司法については、高橋則夫『修復的司法の探求』成文堂、2003年、高橋則夫『対話による犯罪解決』成文堂、2007年、細井洋子他『修復的司法の総合的研究』風間書房、2006年、参照。和解委員会については、『語りえぬ真実』岩波書店、2006年、阿部利洋『真実委員会という選択』岩波書店、2008年、参照。

③修復的司法においては加害者と被害者とのあいだの対話をつうじた和解がめざされる。当初の構想では、このような場合は公的な裁判ではなく、地域コミュニティによって設けられるものと見なされたが、そのあとこのような場として、地域住民の参加を伴うさまざまな形態を広く認める主張も登場している。いずれの方式においてもコミュニティは加害者と被害者との対話においてだけでなく、被害者の支援、また加害者の市民生活への復帰においても重要な役割を果たす。

しかし、修復的司法にはいくつかの課題が残っていると思われる。第1に、個別ケースにおける加害者と被害者とのあいだの葛藤の具体的解消がめざされるさいに、その客観的基準が不要かどうかの問題となる。従来の司法においては犯罪の類似のケースが類型化されるが、このような類型化が不要とされるばあいには、類似のケースにおいても異なった解決が行なわれることになり、社会的公平性の点で問題が生じるように思われる。第2に、加害者が、自分がもたらした被害の実態を受け止め、その責任を認め、加害を謝罪し、被害にたいして補償することを前提に、被害者が加害者を赦免することによって、両者の和解が可能となるが、被害者が加害者の対応を不十分と見なし、赦免しないケースもありうる。当事者のあいだの対話においてはそれぞれの（とくに被害者の）心的、感情的要素の配慮が不可欠であるが、この要素は主観的であるため、当事者のあいだの相互理解は困難を伴う。このケースを和解の不成立として放置してよいかの問題となる。第3に、被害にたいする補償の性格をめぐる問題がある。ヘーゲルも指摘するように、刑罰によって被害にたいする対価の支払いが強要されるが、対価は社会的、精神的性格を強めていく（I-6）。修復的司法において要求される保障も直接的なものでなく、代償であり、社会的、精神的なものであることが考慮されなければならない。ただし、刑罰において強要される代償が直接には国家にたいするものであるため、被害者との関係が見にくくなり、このことが批判の対象になっている。これらのことを勘案し、修復的司法は応報的司法と相互排除の関係ではなく、相互補完の関係にあるという見解も登場するようになった<sup>36)</sup>。

### （3）真実和解委員会の運動

修復的司法の運動が多くのはあいに、司法制度が確立した諸国で展開されたのに対して、「真実委員会の運動」が行なわれた諸国、諸地域では、内乱や独裁のあと社会再建の途上にあり、司法制度が整備されず、またその機能が歪められていた。このような状態において優先的課題となったのは人権侵害の実態の解明と被害者の救済であった。

36) 修復的司法と従来の司法との関係についてはいくつかのタイプの見解が区別される。①修復的司法は従来の司法に対抗する新しい司法であるという見解がある（対立論）。②さらに急進的な立場では、従来の司法はやがて修復的司法に包摂されていくと見なされ、刑罰の廃止が展望される（一元論）。③第3の立場は、両者の司法の独自性を承認したうえで、相互の補完をめざすものである。そこでは、修復的司法を独自に展開しながら、旧来の司法のなかに修復的司法の手法を取り入れ、それを改革することがめざされる。

その試みは「行方不明者調査委員会」の活動として出発した。この委員会はまず、独裁が続いたウガンダ、ボリビア、アルゼンチンで1970～80年代に設立された。それは人権侵害の真相を究明し、被害者の救済をめざした。この試みを踏まえて 1990年代後半には、「真実委員会」がチリ、エルサルバドル、ハイチ、南アフリカで設立された。有名なのは南アフリカにおけるアパルトヘイト政策のもとでの人権弾圧にたいする「真実委員会」の運動(1995年)である。この委員会は、加害者と被害者との対話をつうじた和解を最終的にめざす点で、「真実和解委員会」とも呼ばれるようになった。21世紀にはペルー、東チモール、ガーナ、シエラネオラ、モロッコ、リベリアでも「真実委員会」あるいは「真実和解委員会」が設置された。

「真実委員会」、「真実和解委員会」、「国民和解委員会」などそれぞれの国や地域でさまざまな名称が用いられているが、ここでの「真実」は広い意味をもっている。①人権弾圧の被害を客観的事実として明らかにすること(真相の解明)が求められる。②証言、とくに被害者の証言の主観的な意味での真正さが重視されるが、それは被害者の記憶や心境の表現をつうじて示される。③被害者と加害者との対話をつうじて確認される事柄が真実といわれる。

これらの委員会では人権侵害の真相の解明が調査と並行し、公聴会における被害者と加害者の証言をつうじて行なわれる。そのさいに、真実を証言する加害者にたいして責任を免除し、加害者による真実の証言を促進する方法が取られる。(この免責は法的なものではなく、政治的なものであり、司法における刑事責任の追及を妨害するものではないとされるが、司法機能が弱体な状態では人権弾圧が処罰されないままになり、また、被害者が、加害者の責任があいまいであることに不満をもち、和解を拒否することもあった。)また、これらの委員会では被害者の具体的救済が重視され、生活面と精神面における支援が重視される。被害者と加害者とのあいだの対話の進展をつうじて両者のあいだの和解、被害者による加害者の赦免がめざされる。さらに和解は加害者と被害者とのあいだの関係においてだけでなく、国民全体においても求められ(「国民的和解」、最終的にはそのための新しい社会関係の確立がめざされる。

#### (4) 法的処罰の追求と和解

「真実委員会」の運動が行なわれた地域では司法制度が整備されず、また正常に機能しておらず、「真実委員会」は司法を部分的に代行するという性格をもっていた。この委員会は人権侵害の実態と加害者の責任を明らかにする点で、司法と共通性をもつが、その法的処罰を目的とはしておらず、加害者の責任を政治的に免除する。ただし、この委員会は法的責任を免除せず、その追及を司法に委ねる。(加害の実態と加害者の責任を明らかにしたうえで、これに基く刑罰を司法機関に要請するばあいもある。)

人権侵害を裁く取り組みは第2次世界大戦後、積み重ねられてきたが、戦争犯罪、人道にたいす



る罪、ジェノサイドなどの深刻な人権侵害にかんする個人の責任を追及する国際機関としての国際刑事裁判所はようやく2000年に発足した。これに先行して、内乱において大規模な人権侵害を引き起こしたユーゴスラビアとルワンダにかんして、それらの責任者を裁く「国際刑事法廷」が国連の主導によって（それぞれ1993年、1994年に）設立された。1990年代後半以降には、内乱や独裁のもとで生じた人権侵害を裁く国際法廷が各国に「特別法廷」として設置された。

ここで注目されるのは、内戦が続いた東チモールとシエラレオにおいて「真実委員会」と「特別法廷」とが併設されたことである（いずれも2002年）。このことによって、真実委員会における加害者の政治的責任の免除と法的な処罰とが両立する道が開かれた。真実委員会と特別法廷とのあいだにはつぎのような共通性がある。両者ともに人権侵害の実態の解明、責任追及を行なう。（ただし、特別法廷ではこれらは処罰を前提とし、それに必要なかぎりに限定され、しかも処罰は重大な人権侵害の中心人物に限定されることが多い。）真実委員会によって明らかにされた人権侵害の実態や加害者の責任を特別法廷が処罰のために利用できるようになり、また、真実委員会は、自分では行わない法的処罰を特別法廷に委ねられることになった。

特別法廷は犯罪者の処罰のみを役割とするのではなく、法秩序の安定、社会的対立の緩和、和解をも目的としており、この点でも真実委員会と共通性をもち、ユーゴスラビアとルワンダにおける「国際刑事法廷」よりも進んだものとなった。当該国における人権侵害はたんなる個人によるものではなく、社会的対立を背景にしており、この社会的背景を改善することが司法においても課題となり、司法の役割が広く捉えられるようになった。ただし、特別法廷は和解を直接的な目的とはしていない。特別法廷と真実委員会とはそれぞれ独自の活動を展開しつつ、相互に協力することが求められた。

#### IV 人倫における和解

##### 1 社会的葛藤と刑罰

ヘーゲルがめざす社会関係（秩序、規範）は、承認の闘争を解決し、相互承認を実現するためのものである。しかし、それは静態的なものではなく、葛藤を生じさせつつ、それを解消するという過程を含む動態的なものである。このような把握の方向はイエナ期の考察において示されている。イエナ中期の『人倫の体系』では、自然的な人倫（家族、法）はその限界のため犯罪、闘争などのさまざまな葛藤を呼び起こし、それらの解消のため絶対的な人倫へ移行するといわれる。『イエナ精神哲学Ⅱ』では、家族における承認の限界のためその外部では承認をめぐる闘争が生じ、この解消のために本来の人倫（民族共同体）へ移行するが、法関係が確立されても、葛藤が犯罪という形態で生じ、刑罰による葛藤の解消は一時的にすぎず、その解消は国家に委ねられるといわれる。

後期の『法哲学』ではその領域全体が承認の実現とされており、そこには、否定性（葛藤、闘争）

によって媒介された過程は含まれていないようにも見える。しかし、そこでも、刑罰は社会的葛藤の、(社会関係の階層に従った) 段階的解消の一環として説明されている。犯罪は法関係の枠内では決定的には解消されない。犯罪の除去のためには、それを生じさせる社会(とくに経済)における葛藤を除去、緩和する国家の活動(ポリツァイ)が必要になるといわれる。しかし、市民社会において残存する「万人の万人にたいする闘争」を国家は最終的に解消することは困難であり、市民社会と国家との「衝突」が繰り返され、両者のあいだには「永遠の衝突」があるといわれる(Rph. § 288, Rph.18-19. § 112/140頁)<sup>37)</sup>。

刑罰は、犯罪によって侵害された法関係の回復をめざすが、犯罪者のがわから見れば、刑罰は犯罪者を法関係と社会生活へ復帰させることを伴うといえる。刑罰を受けたものは赦免され、市民として社会に復帰して、社会のなかで役割を果たし、生計を維持できるようにされなければならない。このことについて『イエナ精神哲学Ⅱ』ではつぎのようにいわれる。「自分の刑罰を耐え抜いた者にたいしては、この犯罪についていかなる非難も行なわれてはならない」(JGH. 272/223)。犯罪者は「復帰不能となり、彼の身分から排除されてはならない。」「この者は自分の身分のなかに再び統合される」(Ibid.)。

刑罰を越えるものとして恩赦が位置づけられ、和解の方向が示される。刑罰の確定のちに君主の恩赦によって減刑と赦免が可能である(Rph. § 132, § 282)。赦免は犯罪を「生起しなかったものとする」(Rph. § 282, Vgl. JGH. 249/198頁, 254/201頁)が、このことは、過去に生起した犯罪行為の事実そのものが否定されることを意味しない<sup>38)</sup>。それは、結果の罪や責任が将来もはや問われないことを意味するであろう。ここにあるのは事実の転換ではなく、その意味の転換、その理解の観点の転換であろう。恩赦にかんして、そこでは、「許し、かつ忘れる〔vergeben und vergessen〕」<sup>39)</sup> ことによって、犯罪が否定(無効化)されるといわれる(Rph. § 282)。ここでも、「忘れる」ことは、犯罪行為の事実を忘れることを必ずしも意味せず、この行為の罪を不問にすることを意味するであろう<sup>40)</sup>。

ヘーゲルは、刑罰のあり方は社会の状態によって異なると見なすが(I-5)、『法哲学講義』にはこのことについて興味深い説明がある。社会が安定すれば、犯罪の発生も減少し、犯罪が生じて

37) すでにイエナ初期の『自然法論』では、国家は経済とのあいだで永遠に「悲劇」を演じるであり、経済を「運命」として受け入れ、これと「和解」といわれた(NR. 458f./73頁以降)。このような認識は『人倫の体系』(SdS. 339/122頁)にも継承される。

38) 1821-23年の『法哲学講義』講義では、犯罪にたいする寛大さ(赦免)の人道主義的立場と、犯罪にたいする粗雑な憎悪の立場とが対比されている。前者の立場では、犯罪者は普遍的意志をもっており、改心が可能であって、犯罪は一過的なものであり、いつまでも持続するのではないと見なされる。ヘーゲルはこの立場に全面的に同意してはいないが、それは正当性をもつと述べている(Rph. 21-22. § 218)。

39) 〈vergeben〉と〈vergessen〉とはともにいずれも、「譲歩する」という意味をもち、通底している。ヘーゲルの主張もこのことを念頭においていると思われる。

40) 恩赦は「刑罰の免除」にすぎず、犯罪の事実は残存するのであり、恩赦によって、「いかなる犯罪も生起しなわれなかった」と見なされるのではないともいわれる(Rph. 24-25. § 282, S. 684/546頁, Vgl. Rph. § 282, Zu.)。ここでは、恩赦における和解の意味が弱められるようにも見えるが、国家(元首、君主)による恩赦は神による赦免と対比されていることに注意する必要がある。

も、社会にとってのその危険性は微小となる。社会が堅固になれば、犯罪は「偶然的なもの、孤立的なもの」となり、社会において「より弱い位置」をもつにすぎなくなり、それにたいする刑罰も「より緩和される」(Rph.22-23. § 218, S.663/400頁, Rph. § 218 Zu., Vgl. Rph.24-25. § 218, S.551/431頁)<sup>41)</sup>。貧困の除去などによって犯罪を減少させ、刑罰を緩和する方向をヘーゲルはめざしているといえるであろう。

## 2 人倫的和解をめざして

和解委員会と修復的司法の試み(Ⅲ-4)は基本的に正義の回復をめざすが、狭い法の枠を越えて、加害者と被害者との関係の修復のための和解を求める努力をも含む、この経験は紛争地域、発展途上国、先進国などの区別にかかわらず、世界の人びとにたいしてさまざまな社会的葛藤の解消のための重要な方向を示している。

ところで、和解の意義とその根本的なあり方を深く考察した先駆者はヘーゲルである。彼は、法的、道徳的な裁きの限界を指摘し、社会的葛藤も解消を人倫における和解のなかに見出す。法的、道徳的規範からの逸脱にたいして制裁が加えられるが、この制裁は、普遍的、全体的なものに対立する特殊なものに対抗し、後者を前者に強制的に服従させること(対立にたいする対立)によって、両者の一致をめざす。これに対して、和解においては普遍的なものは特殊なものに対抗せずに、これを許容することによって、両者の対立を解消する。そのさいに特殊なものがその一面性を除去されるだけでなく、普遍的なものも一方的な超越的性格、抽象的、形式的性格を除去されるのであり、この点で両者は対等の立場に立つ。

刑罰は、さきに指摘した限界(Ⅲ-1)のほかに、つぎのような問題を抱える。刑罰が犯罪者の責任を明らかにし、その損害への補償を強要し、加害者に贖罪させることによって、法(国家)が犯罪者と和解するとしても、このことは加害者と被害者との和解には直結しない。刑罰は歴史的に見れば、加害者にたいする被害者の私的制裁(復讐)に替わって、国家が公的制裁を行なうようになったが、そのためそこでは加害者と被害者との関係は前面には現れなくなる。加害者と被害者との和解のために、司法と刑罰がどこまで機能するかが問題になる。この問題は修復的司法の運動によって指摘された。

重要なことは加害者と被害者がそれぞれの立場(事情と動機)を相互に認識し、かつそれを自分のものとして受け止めること、すなわち、相互の「他人の立場に立つ」こと(「立場の交換」)である<sup>42)</sup>。加害者は被害者の立場に立ち、被害者に与えた物的、精神的ダメージを自分の痛みとして具

41) 『イェナ精神哲学Ⅱ』でもつぎのようにいわれる。犯罪は個別的行为としては、「普遍的なものへ同化される水滴」にすぎなくなる。法律は悪を(殺人さえも)「赦免し」、これを「生起しなかったものとする」(JG.II. 252/201頁)。

42) <立場の交換>のメカニズムを明らかにした先駆者はスミスである。彼は、他人がおかれた客観的な事情を認識すること、またこの事情において他人が抱く主観的な心情を想像することを、立場の交換における重要な心的作用と見なす。(拙著『カント実践哲学とイギリス道徳哲学』、143頁以降、参照。)

体的に受け止める必要がある。また、加害者が、加害行為を一般的に悔悟するだけでなく、それを抑止する具体的な可能性（選択肢）を見出すことによって、類似の行為を抑止する態度を確立する（更生）よう努力することが必要である。加害者のこのような努力を被害者が具体的に知るとは、加害者を赦免するための根拠となる。被害者は、加害者がどのような事情でどのような動機に基づいて加害行為に及んだのかを知り、この行為を〈半面教師〉として、それから学ぶことが可能になる。このようにして被害者は加害者と対等の立場に立ち、加害者を許し、加害者と和解することができであろう。

ヘーゲルは『精神現象学』においてこのような和解の論理を、行為する良心と評価する良心とのあいだに見出す。行為者が良心に基づきながらも、狭い特殊的な立場に拘束されることによって、悪しき結果を生じさせるのに対して、評価者は普遍的な立場からこれを批判する。しかし、評価者が行為の具体的な事情を度外視し、行為者を批判するならば、自分が実際に行為するさいに、同様の悪に陥りかねない。行為者がその狭い特殊的立場の限界を認めるとともに、評価者もその抽象的な普遍的立場の限界を認めることによって、それぞれが一方に欠落する要素を他方のなかに見出し、それから学ぶことによって、相互の和解、宥和が生じる。評価的良心が行為的良心の悪しき行為を赦免することは、「自分の非現実的なあり方（本質）を放棄することである」が、評価的良心は、「現実的な行為であったあの他者を自分のこのあり方と等しい位置におく」（Phä.361, 471/下375頁）。このことによって両者の良心のあいだの相互承認と和解が可能になる。

ただし、ここでは、行為者としての加害者と、この行為によって否定的結果を蒙る被害者との関係には言及されていない。評価者は加害者と被害者との関係において第三者の位置にあり、判定者（裁判者）の立場に立つといえるであろう。判定者は公平な判断のためには、普遍的立場に立つとともに、加害者と被害者との具体的な事情を理解する必要があるであろう<sup>43)</sup>。

### 3 社会的葛藤と和解

葛藤は集団のあいだでも生じる。個人のあいだの葛藤が、それぞれの所属する集団のあいだの葛藤を背景にもつことがある。加害者が被害者と直接に利害関係をもたないないにもかかわらず、自分が所属する集団と対立する集団に属す（あるいはそのように思い込む）被害者を攻撃することがある。加害者と被害者との立場の相互理解のさいにも社会的葛藤の背景を考慮する必要がある。加害者と被害者との和解は、葛藤の背後にある社会的葛藤の除去あるいは緩和と結合することによって確実になるであろう。被害者への支援と加害者の社会復帰への支援もこの重要な一環をなす。和

43) 行為の評価にかんしてスミスはたんに「公平な観察者」ではなく、「公平で事情に精通した観察者〔impartial and well-informed spectator〕」について語っている。たんなる「公平な観察者」は事情を無視した抽象的、一般的な立場に立ちがちであることをスミスは考慮している。（前掲拙著、153頁以降、参照。）

解委員会の経験においてはこのことが明らかになった。

個人相互の葛藤、集団相互の葛藤の解消にはいくつかの аспекがあり、そのおもなものは法的解消、道徳的解消、政治的解消、その他の社会的解消である。これらのあいだには区別と連関とがあり、これらは組み合わせられる必要がある。加害者は被害者にたいしてまず道徳的責任を認め、物的、社会的、心的な補償を行なう必要がある。法的責任を明確にすることによって、このことはより確実になる。しかし、法的解決に依存しない和解も必要になる。全体としては現実的な社会生活における葛藤の解決が必要である。これはヘーゲルの用語では葛藤の「人倫的」解消となる。ヘーゲルは、権利にかんする葛藤の解消をめざす刑罰の限界を指摘し、市民社会における貧困を背景にした犯罪の無効化、抑止のためにポリツァイの役割を重視する(Ⅲ-2)。ポリツァイにおいては国家と市民社会とのあいだの葛藤を解消し、和解をもたらすという課題がある(Ⅳ-1)。

このような見解はフランクフルト期以来のものである。この時期にヘーゲルは、法的、道徳的、慣習的、宗教的な掟を侵害する行為を裁き、処罰することの限界を指摘する。このような行為は「全一的な生 [das einige Leben]」からの逸脱によって生じるので、前者を後者へ復帰させることが必要である。宗教および法における普遍的なもの(掟)と特殊的なもの(個々の行為)との対立は前者への後者の服従によって解消されるが、ここでもたらされる統一は「生きた合一」ではない(N.388, 391f)。道徳においてはこの分離と結合が外的なものから行為主体における内的なものへ移されるにすぎない。罪の解消は刑罰によっても道徳的意識や良心によっても可能ではなく、愛による和解をつうじて可能となるのであり、このようにして「罪の赦免」が行なわれる(N.393)。イエナ期には、全体的生は人間の現実生活においては人倫(人倫的共同体)と理解され、人倫において諸個人の生きた合一がもたらされると見なされるようになる<sup>44)</sup>。

#### 4 行為の具体的評価——社会的役割と運命

ヘーゲルは行為の具体的評価を重視し、この点で法と道徳における欠陥を指摘する。行為の具体的評価のためには、行為の具体的事情、とくに社会的関連を考慮する必要がある。行為はさまざまな事情におかれるため、規範から逸脱しがちになるが、これらの事情を度外視して、規範の順守を主張しても効力は弱い。具体的行為は特定のケースにおいて特定の事情のもとで特定の動機や意図に従って行なわれるのであり、これらを見捨てた評価は普遍的であっても、現実的内容を欠き、空虚なものにすぎない。『精神現象学』では行為の評価のさいにとくに事情の配慮を重視される(Phä. 328f., 429/280頁, Phä. 342, 446f./319頁, Phä. 345ff., 452f./330頁, Phä. 358, 466/366頁)。また、1817-18年の『法哲学講

44) イエナ初期にはつぎのようにいわれる。「真の人倫」は「普遍的なものと特殊的なものとの、実質と形式との同一を含む」(GuW. 409/161頁)。「美しい生の関係」、「生きた諸関係の真に自由な共同」が必要である(Diff. 66/136頁以降)。



義』では、帰責や処罰のさいに事情の配慮が必要であることが強調される (Rph. § 55, § 56, § 119)。

行為の個別的事情は孤立したのではなく、さまざまな連関（とくに社会的連関）におかれるが、行為者がその全体を知ることは困難である。そのため、行為の社会的連関全体の内容を知るのではなく、行為の社会的本性を知ることが必要となる。道徳の次元では行為の普遍的本性が意図との関係で問題とされたが (I-4)、これは抽象的にではなく、社会的連関のなかで具体的に捉えられなければならない。責任も後者についての知との関係で問われる。

この点にかんしてヘーゲルが重視するのは社会的役割とその責務である。彼によれば、古代ギリシアにおいては個人はその行為の結果全体に責任を負い、このことが悲劇の題材となったが (オイディプスなど)、現代では行為の責任はおもに社会的役割にかんするものに限定されている。個人は、「人倫的關係」を実現するよう「義務づけ」られており、個人はこのことを「意欲する」という点で、行為にたいして「責任がない [unschuldig]」とはいえない (Rph. 24-25, § 118, S. 320/229頁)<sup>45)</sup>。「制度」においては個人は「職務」を与えられ、その義務の遂行に責任をもつ。ただし、個人は、この制度の設立に参加するとはかぎらず、制度に責任をもつのではない (Rph. 21-22, § 118/109頁)。

古代においては個人は、自分が所属する人倫的組織と一体であり、とくに人倫的組織（その代表は家族と国家）のあいだに葛藤があるばあいには、これを自分で引き受けざるをえず、このため悲劇に陥った (アンチゴネなど)。そこで求められるのはこの悲劇の結果を「運命」として受け止め、これと「和解する」ことである。これに対して、近代においては運命は職務上のものである。このような文脈で、行為者が、個別的事情のもとで生じる行為結果を「運命」として受け止める態度が重視される。人倫的な心術や性格は、「事情に正面から向き合うこと [die gerade Richtung auf Umstände]」にあり、このことによって行為者は、運命によって「不正を蒙っている」とは見なさなくなり、運命の不透明性は除去されるといわれる (Rph. 17-18, § 70)<sup>46)</sup>。

このようにして、人倫的、社会的関係において行為における内面的要素（動機、意図）と外面的要素（行為結果）との結合、個別的要素と共同的要素との結合がもたらされ、責任の範囲も明確化されるようになると見なされるのである。

---

45) 行為の社会的連関における責任についてまずつぎのようにもいわれる。意志をもつ行為者相互の関係において責任の所在は複雑である。一方の行為は他方の反応を呼び起こし、後者がまた前者に影響を及ぼすので、行為の結果が自分の行為によるのか、他人の行為によるかの区別は画然としない。一方の意志が「他方の意志を刺激したのであり」、「他方の反応は一方の意志の誘因となる」のであるから、「一方の意志に責任がないわけではない」 (Rph. 24-25, § 118, S. 320/229頁)。

46) フランクフルト期以来のモチーフであった「運命との和解」は今や社会的連関（とくに社会的役割と職務との関係）において捉え直されるといえる。(注37、参照)。

凡 例

1. 引用文中の [ ] 内は補訳である。
2. 引用文中の強調箇所（傍点部分）は原書における強調箇所に対応する。
3. ヘーゲルからの引用のさいに、著作名を [ ] 内のように略記し、[/] に続けて邦訳の頁を示すが、本稿の訳は必ずしもこれに従わない。
  - G. W. F. Hegel *Gesammelte Werke der Rheinisch-Westfälischen Akademie der Wissenschaften* [GW.]
  - Hegel, *Hegels theologische Jugendschriften*, Hrsg. v. H. Nohl [N.]. 1798-99/GW. Bd.: 『ヘーゲル初期神学論集』（伴博訳『キリスト教の精神とその運命』、平凡社）
  - Hegel, *Differenz des Fichteschen und Schellingschen System der Philosophie* [Diff.], GW. Bd.4. 1801: 『差異論文』（村上恭一訳『ヘーゲル初期哲学論集』、平凡社）
  - Hegel, *Glauben und Wissen* [GuW.], GW. Bd.4, 1803: 『信と知』（上妻精訳『信仰と知』、岩波書店）
  - Hegel, *Über die Behandlungsarten des Naturrechts* [NR], 1802, GW. Bd.4: 『自然法論文』（松富弘志他訳『近代自然法批判』、世界書院）
  - Hegel, *System der Sittlichkeit* [SdS], 1802-03, GW. Bd.5: 『人倫の体系』（上妻精訳『人倫の体系』以文社）
  - Hegel, *Jenaer Systementwürfe I. Philosophie des Geistes*. 1803-04 [JGI.], GW. Bd.6.: 『イエナ精神哲学 I』（加藤尚武監訳『イエーナ体系構想』、法政大学出版局）
  - Hegel, *Jenaer Systementwürfe III. Philosophie des Geistes*. 1805-06 [JGII.], GW. Bd.8.: 『イエナ精神哲学 II』（前掲訳）
  - Hegel, *Phänomenologie des Geistes* [Phä.], 1806, GW. Bd.9 [/] のあとに、Hoffmeister編に基づくラッソンの第4版の頁を示す: 『精神現象学』（熊野純彦訳『精神の現象学』上、下、筑摩書房）。
  - Hegel, *Nürnberger Gymnasialkurse* [NG.], 1809-1816, GW. Bd.10, 1.: 『哲学予備学』（武市健人訳『哲学予備学』、岩波書店）
  - Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts* [Rph.], 1820: 『法哲学』（上妻精他訳『法の哲学』、『ヘーゲル全集』9a, b, 上巻、下巻、岩波書店）。§の番号のみを示す。Gans編の普及版には「Zusatz」[Zu.] が付加されているが、これはおもに1822-23年と1824-25の『法哲学講義』からの抜粋であり、本稿では『法哲学講義』を優先的に示す。
  - Hegel, *Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft, 1817/18, mit Nach geschrieben von P. Wannemann*, [Rph.17-18.], G. W. Hegel, *Vorlesungen, Ausgewählte Nachschriften und Manuskripte*, Bd.1: 1817-18年の『法哲学講義』（高柳良治監訳『自然法と国家学講義』、法政大学出版局）
  - Hegel, *Naturrecht und Staatswissenschaft. Vorlesungen, nach der Nachschirft Carl Gustav Homeyers* [Rph.18-19.], *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831, Edition und Kommentar in sechs Bänden von Karl-Heinz Ilting*, Bd.1.: 1818-19年の『法哲学講義』（尼寺義弘訳『自然法および国家法』、晃洋書房）
  - Hegel, *Philosophie des Rechts. Die Vorlesung von 1819-20 in einer Nachschrift*, [Rph.19-20.], 1819-20, *Herausgegeben von Dieter Henrich*: 1819-20年の『法哲学講義』（中村浩爾他訳『法哲学講義録』、法律文化社）
  - Hegel, *Die Philosophie des Rechts, Vorlesung von 1821/22* [Rph.20-21.], *Herausgegeben von Hansgeorg Hoppe*: 1820-21年の『法哲学講義』（尼寺義弘訳『法の哲学 第四回講義録』、晃洋書房）
  - Hegel, *Philosophie des Rechts, Nach der Vorlesungsnachschrift von H. G. Hotho 1822-253* [Rph.22-23.], *Edition und Kommentar von Ilting*, Bd.3: 1822-23年の『法哲学講義』（尼寺義弘訳『ヘーゲル教授殿の講義による法の哲学』 I、II、晃洋書房）
  - Hegel, *Philosophie des Rechts, Nach der Vorlesungsnachschrift von K. G. v. Griesheims 1824-25* [Rph.24-25.], *Edition und Kommentar von Ilting*, Bd.4: 1824-25の『法哲学講義』（長谷川宏訳『法哲学講義』、作品社）。1820-21年、1822-23年、1822-23年の3回の『法哲学講義』の§の番号は『法哲学』ものと同じである。
  - Hegel, *Philosophie des Geistes (Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse. Dritter Teil)*, 1830 [PhG.]: 『精神哲学』（船山信一訳『精神哲学』、『ヘーゲル全集』3、岩波書店）。§の番号については、『エンツュクロペデー』の通し番号を先に示し、続けて邦訳の番号をイタリックで示す。
4. カント、フィヒテからの引用のさいに、著作名を [ ] 内のように略記し、/に続けて邦訳の頁を示す。
  - Kant, *Kritik der praktischen Philosophie* [KpV.], 1785, *Kant's gesammelte Schriften*, Hrsg. v. Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften [KGS.], Bd.4: 『実践理性批判』（平田俊博訳『実践理性批判』、『カント全集』第7巻、岩波

書店)

- Kant, *Metaphysik der Sitten* [MS.], 1797, KgS. Bd.4: 『道徳形而上学』(樽井正義他訳『人倫の形而上学』、『カント全集』第7巻、岩波書店)。
- Fichte, *Grundlage des Naturrechts* [FNR.], 1976, J. G. Fichte Gesamtausgabe der Bayerischen Akademie der Wissenschaften [GA.], Bd.I, 3: 『自然法の基礎』(藤澤賢一郎訳『自然法論』、『フィヒテ全集』第6巻、哲書房)。